

令和4年12月9日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和4年12月7日付託分)

政 策 局

目 次

ページ

1	令和4年第3回神奈川県議会定例会（11月25日・12月7日提案分）提出議案件数調	1
	(1) 予算	1
	(2) 条例その他	1
2	令和4年度11月補正予算・12月補正予算会計別集計表	2
	(1) 令和4年度神奈川県一般会計11月補正予算（2）局別財源調書	4
	(2) 令和4年度神奈川県一般会計12月補正予算局別財源調書	5
	(3) 令和4年度神奈川県特別会計11月補正予算（2）会計別財源調書	6
3	令和4年度一般会計12月補正予算給与費明細書について	7
4	令和4年度一般会計12月補正予算地方債について	9
5	11月補正予算（2）の内容【政策局関係】	11
6	令和4年度一般会計11月補正予算（2）繰越明許費について【政策局関係】	12
7	個人情報の保護に関する法律施行条例の概要	13
8	神奈川県個人情報保護審査会条例の概要	15
9	神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例の概要	17
10	神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例の概要	18
11	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要	19
12	神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の一部を改正する条例の概要	20
13	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の概要	21
14	神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例の概要	22
15	神奈川県科学技術政策大綱の変更の概要	23

1 令和4年第3回神奈川県議会定例会（11月25日・12月7日提案分）提出
議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数			計
	その3 (11月補正 予算(1))	その4 (11月補正 予算(2))	その5 (12月補正 予算)	
一 般 会 計	1	1	1	3
特 別 会 計	—	1	—	1
企 業 会 計	—	6	—	6
合 計	1	8	1	10

(2) 条例その他

区 分	件 数		計
	その4	その5	
条 例 の 制 定	2	7	9
条 例 の 廃 止	2	—	2
条 例 の 改 正	2 2	—	2 2
工 事 請 負 契 約 の 締 結	2	—	2
市 町 負 担 金	1	—	1
そ の 他	6	—	6
合 計	3 5	7	4 2

2 令和4年度11月補正予算・12月補正予算会計別集計表

会計別	前回までの累計額	今回補正		
		11月補正予算(1)	11月補正予算(2)	12月補正予算
一般会計	2,409,946,733	3,199,569	7,516,553	22,476,779
特別会計	2,116,484,239	—	—	—
企業会計	158,617,819	—	1,219,115	—
合計	4,685,048,791	3,199,569	8,735,668	22,476,779

(参考) 前年度(令和3年度)の状況

(単位 千円)

会計別	前回までの累計額	補正額			合計額
		11月補正予算	12月補正予算	計	
一般会計	2,752,981,906	1,422,174	47,896,500	49,318,674	2,802,300,580
特別会計	2,047,484,222	—	—	—	2,047,484,222
企業会計	149,343,809	—	—	—	149,343,809
合計	4,949,809,937	1,422,174	47,896,500	49,318,674	4,999,128,611

(単位 千円)

額	合計額
計	
33,192,901	2,443,139,634
—	2,116,484,239
1,219,115	159,836,934
34,412,016	4,719,460,807

(1) 令和4年度神奈川県一般会計11月補正予算(2)局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	諸 収 入	県 債	一 般 財 源		
政 策 局	1,390,014										1,390,014	
福祉子ども みらい局	6,126,539	1,835,193						3,373,749			917,597	
合 計	7,516,553	1,835,193						3,373,749			2,307,611	地方交付税 2,307,611

(2) 令和4年度神奈川県一般会計12月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳								備 考	
		国 庫 支 出 金	分 担 金 及 び 負 担 金	使 用 料 及 び 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	諸 収 入	県 債		一 財 般 源
政 策 局	30,227									30,227	
総 務 局	121,590									121,590	
くらし安全 防 災 局	12,231									12,231	
国 際 文 化 観 光 局	6,360,660	6,351,507						28		9,125	
ス ポ ー ツ 局	5,830									5,830	
環 境 農 政 局	53,986									53,986	
福 祉 子 ども み ら い 局	1,392,895	1,195,900								196,995	
健 康 医 療 局	11,130,069	8,970,000								2,160,069	
産 業 労 働 局	32,966									32,966	
県 土 整 備 局	68,883									68,883	
教 育 局	2,043,401	412,935								1,630,466	
警 察 本 部	1,224,041									1,224,041	
小 計	22,476,779	16,930,342						28		5,546,409	
									3,338,749	△ 3,338,749	その他特 定収入
合 計	22,476,779	16,930,342						28	3,338,749	2,207,660	地方交付税 2,207,660

(3) 令和4年度神奈川県特別会計11月補正予算(2) 会計別財源調書

(単位 千円)

会計名 (企業会計)	予算額	財源内訳			付記	備考
		事業収入	資金収入	留保資金等		
流域下水道事業会計	1,219,115	1,219,115			損益勘定	
	—				資本勘定	
合計	1,219,115	1,219,115				

【予算に関する説明書（その5） 19～20頁】

3 令和4年度一般会計12月補正予算給与費明細書について

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	53,975	212,560,793	199,023,336	411,584,129	76,127,698	487,711,827	
補正前	53,975	211,880,497	196,455,242	408,335,739	75,699,724	484,035,463	
比較	0	680,296	2,568,094	3,248,390	427,974	3,676,364	

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	26,463,859	4,583,093	13,269,712	5,658,143	3,122,054	49,316,406	40,771,483
	補正前	26,320,967	4,582,952	13,235,055	5,642,907	3,113,646	49,184,006	38,648,480
	比較	142,892	141	34,657	15,236	8,408	132,400	2,123,003

農林漁業 普及指導手当 (千円)	退職手当 (千円)
24,285	34,420,648
24,227	34,309,349
58	111,299

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(一般職員)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																																												
給 料	千円 69,457	給与改定に伴う増加分	千円 69,457		給与改定の実施時期 令和4年4月1日 給料の改定率 0.20%																																												
職員手当	353,222	制度改正に伴う増加分	294,874	地域手当 10,141千円	地域手当 支給率 12.05% (改定前 12.0%)																																												
				勤勉手当 284,733千円	勤勉手当 支給率 (月分) 管理職手当1種～3種の職員以外の者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月</th> <th>12 月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改定後</td> <td>0.95</td> <td>1.05</td> <td>2.00</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>0.95</td> <td>0.95</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td>0</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> 管理職手当1種～3種の職員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月</th> <th>12 月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改定後</td> <td>1.15</td> <td>1.25</td> <td>2.40</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>1.15</td> <td>1.15</td> <td>2.30</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td>0</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> 再任用職員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月</th> <th>12 月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改定後</td> <td>0.45</td> <td>0.50</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>0.45</td> <td>0.45</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td>0</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	6 月	12 月	計	改定後	0.95	1.05	2.00	改定前	0.95	0.95	1.90	比 較	0	0.10	0.10	区 分	6 月	12 月	計	改定後	1.15	1.25	2.40	改定前	1.15	1.15	2.30	比 較	0	0.10	0.10	区 分	6 月	12 月	計	改定後	0.45	0.50	0.95	改定前	0.45	0.45	0.90
区 分	6 月	12 月	計																																														
改定後	0.95	1.05	2.00																																														
改定前	0.95	0.95	1.90																																														
比 較	0	0.10	0.10																																														
区 分	6 月	12 月	計																																														
改定後	1.15	1.25	2.40																																														
改定前	1.15	1.15	2.30																																														
比 較	0	0.10	0.10																																														
区 分	6 月	12 月	計																																														
改定後	0.45	0.50	0.95																																														
改定前	0.45	0.45	0.90																																														
比 較	0	0.05	0.05																																														
		その他の増減分	58,348	期末・勤勉手当の増分 34,214千円 その他の増分 24,134千円																																													

【予算に関する説明書（その5） 23～24頁】

4 令和4年度一般会計12月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額	
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 普通債			(21,204,000)	補正前の額	[143,274,120]		
		[1,270,979,946]	[1,208,783,169]	補正額	112,317,004	[1,174,102,049]	
		1,570,520,966	1,534,226,488	計		1,530,502,484	
	(1) 民生			(193,000)	補正前の額	[2,735,954]	
			[30,991,469]	[33,632,462]	補正額	2,136,529	[31,395,508]
			36,009,249	37,466,497	計		35,828,968
	(2) 衛生			[19,184,596]	補正前の額	[1,753,350]	
			[20,161,941]	21,867,640	補正額	2,059,381	[17,494,246]
			22,335,556		計		19,871,259
(3) 労働			(133,000)	補正前の額	[1,233,194]		
		[6,997,900]	[6,595,150]	補正額	1,682,150	[6,234,956]	
		8,890,075	8,700,925	計		7,891,775	
(4) 農林水産			(1,082,000)	補正前の額	[10,232,313]		
		[72,249,938]	[66,950,240]	補正額	11,610,491	[60,307,927]	
		90,729,788	85,827,420	計		77,806,929	
(5) 土木			(16,131,000)	補正前の額	[91,387,856]		
		[823,635,162]	[775,671,625]	補正額	60,984,894	[752,215,769]	
		1,035,650,477	1,020,269,555	計		1,027,216,661	
(6) 警察			(192,000)	補正前の額	[5,089,400]		
		[58,677,468]	[57,095,377]	補正額	5,558,441	[55,176,977]	
		69,235,588	65,448,322	計		63,060,881	
(7) 教育			(2,926,000)	補正前の額	[14,791,877]		
		[147,249,787]	[151,649,761]	補正額	11,456,529	[164,102,884]	
		175,030,812	174,903,371	計		190,691,842	
(8) その他			(547,000)	補正前の額	[16,050,176]		
		[111,016,281]	[98,003,958]	補正額	16,828,589	[87,173,782]	
		132,639,421	119,742,758	計		108,134,169	
2 災害復旧債			(346,000)	補正前の額	[124,241]		
		[5,036,226]	[5,444,252]	補正額	113,281	[6,268,011]	
		5,092,721	5,526,557	計		6,361,276	
	(1) 総務				補正前の額	-	
			3,000	3,000	補正額	-	3,000
					計		
	(2) 農林水産			(189,000)	補正前の額	[34,230]	
			[1,171,593]	[1,197,501]	補正額	12,920	[1,590,271]
			1,212,728	1,259,946	計		1,674,026
(3) 土木			(157,000)	補正前の額	[90,011]		
		[3,861,633]	[4,243,751]	補正額	100,361	[4,674,740]	
		3,876,993	4,263,611	計		4,684,250	
				364,000	100,361		

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		
	千円	千円	千円	千円	千円	
3 その他	〔2,081,277,440〕 2,535,135,484	〔2,143,581,717〕 2,653,013,818	補正前の額	84,000,000	〔189,860,924〕 165,037,856	〔2,041,059,542〕 2,575,314,711
			補 正 額	3,338,749	-	
			計	87,338,749	〔189,860,924〕 165,037,856	
(1) 減税補填債	〔89,161,783〕 138,653,805	〔77,611,483〕 133,922,895	補正前の額	-	〔11,502,111〕 2,178,270	〔66,109,372〕 131,744,625
			補 正 額	-	-	
			計	-	〔11,502,111〕 2,178,270	
(2) 臨時税収補填債	〔13,336,375〕 18,395,000	〔11,312,925〕 18,395,000	補正前の額	-	〔2,023,450〕 -	〔9,289,475〕 18,395,000
			補 正 額	-	-	
			計	-	〔2,023,450〕 -	
(3) 減収補填債	〔125,820,810〕 126,828,900	〔121,471,642〕 122,238,322	補正前の額	-	〔7,707,422〕 5,833,222	〔113,764,220〕 116,405,100
			補 正 額	-	-	
			計	-	〔7,707,422〕 5,833,222	
(4) 臨時財政対策債	〔1,832,261,860〕 2,230,561,167	〔1,924,576,087〕 2,357,890,021	補正前の額	84,000,000	〔168,299,746〕 144,788,169	〔1,843,615,090〕 2,300,440,601
			補 正 額	3,338,749	-	
			計	87,338,749	〔168,299,746〕 144,788,169	
(5) 枠外債	68,612	57,111	補正前の額	-	9,574	47,537
			補 正 額	-	-	
			計	-	9,574	
(6) 調整債	8,670,000	8,552,469	補正前の額	-	〔318,621〕 270,621	〔8,233,848〕 8,281,848
			補 正 額	-	-	
			計	-	〔318,621〕 270,621	
(7) 猶予特例債	11,958,000	〔-〕 11,958,000	補正前の額	-	〔-〕 11,958,000	-
			補 正 額	-	-	
			計	-	〔-〕 11,958,000	
合 計	〔3,357,293,612〕 4,110,749,171	(21,550,000) 〔3,357,809,138〕 4,192,766,863	補正前の額	171,991,000	〔333,259,285〕 277,468,141	〔3,221,429,602〕 4,112,178,471
			補 正 額	3,338,749	-	
			計	175,329,749	〔333,259,285〕 277,468,141	

備考 1 ()内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。

2 []は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

5 11月補正予算（2）の内容【政策局関係】

県議会議員及び知事選挙に要する経費について

2款 総務費 3項 選挙費

県議会議員及び知事選挙執行費

(1) 目的

令和5年4月に行われる県議会議員及び知事選挙について、準備を行う。

(2) 内容

今年度中に準備が必要な投票用紙や選挙公報の印刷等を行う。

(3) 予算額 1,390,014千円

【議案（予算 その4） 3頁 定県第91号議案】

6 令和4年度一般会計11月補正予算（2）繰越明許費について【政策局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			244,146
	3 選挙費		244,146
		県議会議員及び知事選挙執行費	244,146
政策局計			244,146

7 個人情報の保護に関する法律施行条例の概要

(1) 制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續等に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 法第108条の規定による条例で定める手續（第1条）

県の機関等に係る保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續については、イ、エ及びオに定めるところによる。

イ 開示決定等の期限等（第2条及び第3条）

保有個人情報の開示請求に係る開示決定等の期限は原則15日以内とするとともに、開示決定等の期限の特例として、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をしなければならない期限は開示請求があった日から45日以内とする。

ウ 保有個人情報の開示請求に係る手数料等（第4条）

保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とするとともに、行政文書の写しの交付等を行うときは、当該写しの交付等に要する費用は開示請求者の負担とする。

エ 訂正請求権及び利用停止請求権等（第5条～第10条）

保有個人情報の開示を受けていない場合であっても、訂正請求及び利用停止請求をすることができる。

オ 審査会への諮問（第11条）

神奈川県個人情報保護審査会への諮問は、弁明書の写し等を添えてしなければならない。

カ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第12条）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県と締結する者が納めるべき手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(ア) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに
3,950円

(イ) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

キ 施行の状況の公表（第13条）

県の機関等は、毎年、当該県の機関等における法の施行の状況について公表する。

ク 審議会への諮問（第14条）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(3) 施行期日

令和5年4月1日

8 神奈川県個人情報保護審査会条例の概要

(1) 制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示決定等に係る不作為等の審査請求について諮問する機関が行政不服審査法上の機関とされたことから、同法の規定に基づき、その組織及び運営等に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 趣旨（第1条）

行政不服審査法の規定に基づき、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営その他必要な事項等を定める。

イ 定義（第2条）

審査会に諮問した機関等を「諮問実施機関」と、個人情報の保護に関する法律に規定する開示決定等に係る保有個人情報等を「保有個人情報」と定義する。

ウ 組織及び委員等（第3条～第5条）

(ア) 審査会は5人以内の委員をもって組織する。

(イ) 委員は知事が委嘱することとし、委員の任期は2年とする。

(ウ) 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

エ 会議等（第6条及び第7条）

審査会の会議は、会長が招集し、その議長となるほか、委員は自己の利害に関係する議事に参与することができない。

オ 審査会の調査権限等（第8条～第13条）

(ア) 審査会は、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。

(イ) 審査会は、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を分類又は整理した資料を提出するよう求めることができる。

(ウ) 審査会は、専門的事項に関し学識経験を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

カ 委任（第14条）

審査会の運営及び調査の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

キ 罰則（第 15 条）

秘密を漏らした委員は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

イ 経過措置

- (ア) この条例の施行の際現に附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例別表に規定する神奈川県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第 4 条第 1 項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
- (イ) この条例の施行の際現に旧審査会の会長である者は、この条例の施行の日に、第 5 条第 1 項の規定による互選により会長として定められたものとみなす。

9 神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例の概要

(1) 廃止の理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、県の個人情報の取扱い等について、同法による全国的な共通ルールが適用されることを踏まえ、本条例を廃止するものである。

(2) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の神奈川県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第3号に規定する職員等（県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員に限る。以下この項及び附則第8項第1号において「旧地方独立行政法人職員等」という。）である者又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人職員等であった者に係る旧条例第12条第1項の規定による職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による等、所要の経過措置を設ける。

10 神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示請求の手續等について、同法の規定が適用されることから、情報公開の手續等についても、保有個人情報の開示請求の規定と整合を図るため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 会議録データ等の電磁的記録等を情報公開請求の対象となる行政文書に含めることとする。（第3条関係）

イ 個人情報の保護に関する法律による行政機関等匿名加工情報制度の導入に伴い、行政機関等匿名加工情報を情報公開請求における非公開情報とするとともに、裁量的公開の対象外とする。（第5条及び第7条関係）

ウ 行政文書の公開を受ける者は、公開決定の通知があった日から30日以内に公開の実施の申出をしなければならないこととする。（第13条関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第9条、第10条、第12条、第15条の2、第15条の3、第18条～第21条及び第34条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

(ア) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に作成又は取得した行政文書については、会議録データ等の電磁的記録等を行政文書の範囲から除くため、改正後の(2)アの規定を適用しないこととし、改正前の(2)アの規定は、なおその効力を有する。

(イ) 施行日前になされた情報公開請求については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(ウ) 行政文書の公開の申出の規定については、施行日以後になされた情報公開請求をした者であって、当該請求に係る公開等の決定に基づき行政文書の公開を受けるものについて適用する。

【議案（条例その他 その4）13～14頁 定県第104号議案】

11 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を新たに加えるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、2法人を新たに加えるほか、5法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和5年1月1日。ただし、控除対象期間の更新以外については、公布の日。

12 神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、関係書類の写し等の交付手数料に関する規定を定めるため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

行政不服審査法の規定を個人情報の保護に関する法律など他の法令の規定により読み替えて適用する場合も、不服申立関係書類の写し等の交付手数料に関し必要な事項は、本条例において定めることとするほか、所要の規定の整備を行う。（第1条、第3条及び第4条関係）

(3) 施行期日

令和5年4月1日

13 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

旅券法の一部改正等に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を藤沢市長に提供する事務から、一般旅券の査証欄の増補の規定を削除するとともに、神奈川県個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 藤沢市の長による旅券の査証欄の増補に関する事務を削除する。

（別表第1の1の項関係）

イ 廃止される条例名を、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い制定される「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

（第7条第2項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年3月27日。ただし、(2)イについては令和5年4月1日。

イ 経過措置

(2)アの施行の日前にされた一般旅券の査証欄の増補に関する申請に係る藤沢市の長に対する本人確認情報の提供については、改正後の(2)アの規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

廃止される条例名を、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い制定される「神奈川県個人情報保護審査会条例」及び「神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」に改める。（第10条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

改正後の第10条第3項第1号の規定の適用については、神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例（以下、「廃止条例」という。）による廃止前の神奈川県個人情報保護条例の規定（廃止条例附則第12項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における規定を含む。）に違反し、罰金以上の刑に処せられた者及び廃止条例附則第8項から第11項までの規定により罰金以上の刑に処せられた者は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者とみなす。

15 神奈川県科学技術政策大綱の変更の概要

(1) 変更の趣旨

科学技術と社会の対話の視点を大切にしながら、社会課題の解決に挑戦するとともに、現在の計画期間（平成29年度～令和4年度）終了後も、国の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等を踏まえて、さらに科学技術イノベーションを推進していく必要があるため、県の科学技術政策の基本的な方向を示す神奈川県科学技術政策大綱の変更を行うものである。

(2) 変更の経緯と提案理由

有識者により構成される神奈川県科学技術会議、大学、企業等の科学技術関係者や県議会、県民、市町村などから意見を伺いながら、変更の最終案を作成した。

については、「神奈川県科学技術政策大綱」を、別冊のとおり変更したので、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定に基づき提案するものである。

(3) 神奈川県科学技術政策大綱（定県第125号議案別冊）の概要

ア 基本目標及び計画期間

(ア) 基本目標

目標1 安全・安心で豊かな生活・環境を県民が実感できる地域社会の実現

目標2 持続可能な産業の創出・育成による地域経済の活性化

目標3 課題解決と未来創生に挑戦するイノベーション人材が輝く共創の場の形成

(イ) 計画期間

令和5年度～令和8年度（4年間）

イ 県の役割と施策の基本的な方向

(ア) 県の役割

a 地域活力の形成と地域社会への貢献

b 国内外との交流・連携・展開

(イ) 施策の基本的な方向

a 安全・安心で豊かな生活・環境を実現する科学技術活動の展開

- b 持続可能な産業の創出・育成を実現する科学技術活動の展開
- c イノベーション人材が輝く共創の場を実現する科学技術活動の展開

ウ 県試験研究機関等の活動の方向性

(ア) 重点的な研究活動の展開

a 基本原則

- (a) 社会課題に沿った研究
- (b) 顕在的・潜在的ニーズを意識した産学公連携活動

b 重点研究目標

目標 1 安全・安心で豊かな生活・環境の実現（防災・減災・防疫、環境技術／脱炭素、食関係技術、介護・福祉、AI・IoT等）

目標 2 持続可能な産業の創出・育成（最先端医療、ヘルスケア・未病、ロボット、エネルギー／脱炭素等）

(イ) 各機関の活動の方向性

a 県試験研究機関の活動

研究機能の強化や地域課題の解決に向けた研究・モニタリング・普及・実証活動など

b 地方独立行政法人の活動

(a) 神奈川県立産業技術総合研究所

神奈川発のイノベーション創出を支援するための、「研究開発」、「技術支援」及び「事業化支援」など

(b) 神奈川県立保健福祉大学

大学院ヘルスイノベーション研究科等における、保健・医療・福祉に関わる社会システムにイノベーションを起こす人材の養成など

(c) 神奈川県立病院機構

県内外の医療機関や研究機関等との積極的な協力体制や、質の高い医療人材の確保・育成と臨床研究の推進など

c 神奈川県による地域の大学・企業等との連携・協働の活動

関係機関と連携・協働する中でのコーディネート機能の発揮など

(4) 変更後の神奈川県科学技術政策大綱の決定

本議案の議決後、施策例等を加え、変更後の「神奈川県科学技術政策大綱」として決定する。